

大分県報

平成二十八年
号外（四三）
三月三十一日

（木曜日）

目次

規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………一
大分県産業振興条例施行規則の一部改正……………一

〇規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第五十八号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一号及び第二号中「第二条第一項第一号イ」を「第三条第一項第一号イ」に改め、同表の第三号中「第二条第一項第一号ロ」を「第三条第一項第一号ロ」に改め、同表の第四号中「第二条第一項第一号ハ」を「第三条第一項第一号ハ」に改め、同表の第五号から第七号までの規定中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同表の第八号中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に改め、同表の第九号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同表の第十号中「第二条第一項第四号」を「第三条第一項第四号」に改め、同表の第十一号中「第二条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改め、同表の第十三号中「第十五条第一項第二十二号」を「第十五条第一項第二十三号」に改め、同表の第十三号中「第十五条第一項第二十二号」を「第十五条第一項第二十三号」に改め、同表の第十三号中「第十五条第一項第二十二号」を「第十五条第一項第二十三号」に改め、同表の第十四号中「第十五条第一項第二十二号」を「第十五条第一項第二十三号」に改める。

平成二十八年三月三十一日

大分県報号外（規則）

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項中「第二条第一項」を「第三条第一項及び第二項」に改め、同表の施設集約化事業の項中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に、「第二条第一項第二号ニ」を「第三条第一項第二号ニ」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県産業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第五十九号

大分県産業振興条例施行規則の一部を改正する規則

大分県産業振興条例施行規則（昭和三十八年大分県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式付表二（その一）の注3中「銀行借入れ」を「銀行借入れ」に改め、同表に次のように加える。

第1号様式付表2(その3)(第2条関係)

指定申請工場等建設計画書(その他事業用)

- (1) 事業種目
- (2) 建設計画の概要
- (3) 資金計画の概要
- (4) 用地見取図及び建物の配置図
- (5) その他参考となる事項

注 1 (2)は、工場、事務所、構築物その他附帯設備等について年次別又は月別により記入し、平面図を添付すること。
2 (3)は、自己資金、銀行借入れその他の資金について詳細に記入すること。
3 (5)は、資本金、既設事務所、沿革等参考となる事項を記入すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。